

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	合同会社 Ohana	種別	障害児通所支援事業
代表者	蚊野 准弥	管理者	山内 亮
所在地	福岡市東区原田 4-8-38 フューゲル 21 B号室	電話番号	092-409-8090

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	エラー! ブックマークが定義されていません。
① 優先する事業	エラー! ブックマークが定義されていません。
② 優先する業務	エラー! ブックマークが定義されていません。
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
① 研修・訓練の実施	3
② BCPの検証・見直し	3
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策	4
① 人が常駐する場所の耐震措置	4
② 設備の耐震措置	4
③ 水害対策	4
(2) 電気が止まった場合の対策	4
(3) ガスが止まった場合の対策	5
(4) 水道が止まった場合の対策	5
① 飲料水	5
② 生活用水	5
(5) 通信が麻痺した場合の対策	5
(6) システムが停止した場合の対策	5
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	6
① トイレ対策	6
② 汚物対策	6
(8) 必要品の備蓄	7
(9) 資金手当て	7
3. 緊急時の対応	8
(1) BCP発動基準	8
(2) 行動基準	8
(3) 対応体制	10

(4) 対応拠点	10
(5) 安否確認	11
① 利用者の安否確認	11
② 職員の安否確認	11
(6) 職員の参集基準	11
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	12
(8) 重要業務の継続	13
(9) 職員の管理(ケア)	14
① 休憩・宿泊場所	14
② 勤務シフト	14
(10) 復旧対応	15
① 破損個所の確認	15
② 業者連絡先一覧の整備	15
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	15
4. 他施設との連携	16
(1) 連携体制の構築	16
① 連携先との協議	16
② 連携協定書の締結	16
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	17
(2) 連携対応	17
① 事前準備	17
② 利用者情報の整理	18
③ 共同訓練	18
5. 地域との連携	19
(1) 被災時の職員の派遣	19
(2) 福祉避難所の運営	19
① 福祉避難所の指定	19
② 福祉避難所開設の事前準備	19
6. 通所系・固有事項	20
<更新履歴>	21

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順等を示すものである。

(2) 推進体制

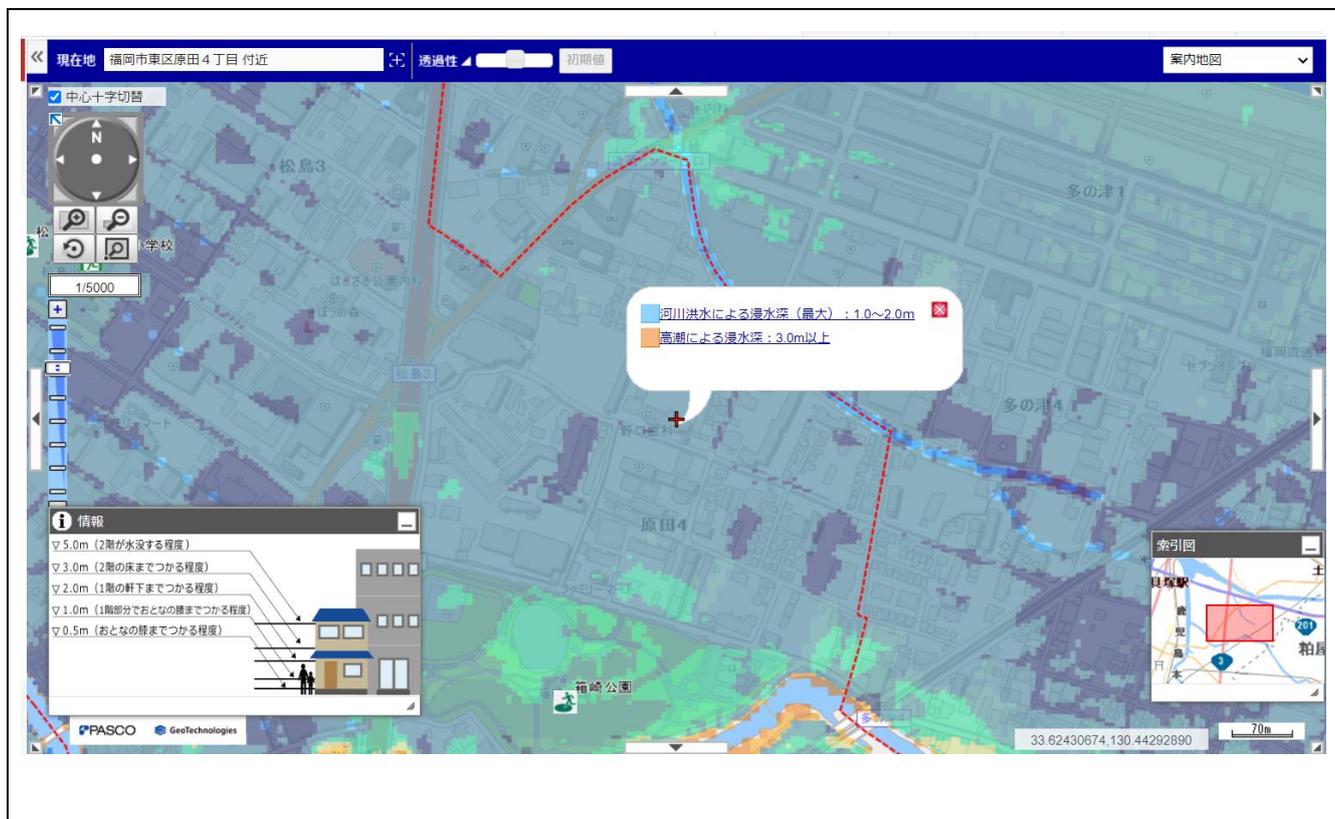
平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体統括	代表	蚊野 准弥	
運営実務の統括	管理者	山内 亮	
外部関係先との窓口	社員	蚊野 奈祐	
利用者・保護者との窓口	社員	井上 千晶	
利用者・保護者との窓口	社員	筒井 志帆	
事業所内の清掃・復旧	社員	佐原 萌咲	
事業所内の清掃・復旧	パート	千田 みずほ	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。



② 被災想定

被災想定については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」（平成 24 年 3 月）の結果に基づき、福岡市に最も影響を及ぼすと考えられている警固断層（南東部）、市域に影響を及ぼすと考えられる西山断層の想定地震モデルについて、活断層が活動した場合の被害を想定する。

【自治体公表の被災想定】

警固断層（南東部）

建物被害（棟）

全壊 木造：3,926、非木造：597

半壊 木造：2,559、非木造：915

ライフライン等被害

上水道（箇所）：1,024、下水道（箇所）：569、都市ガス管（箇所）：158、電柱（本）：120

西山断層（南東部）

建物被害（棟）

全壊 木造：655、非木造：127

半壊 木造：1,173、非木造：303

ライフライン等の被害

上水道（箇所）：259、下水道（箇所）49、都市ガス管（箇所）：15、電柱（本）：25

液状化

福岡市の海岸部と福岡市近郊で危険性が高い地域が存在する

津波被害

津波の最短の影響開始時間は、東区で地震発生から7分と予測されている。

最高津波水位は東区で2.6m、その到達時間は110分と予測されている。

人的被害は夜間16人（昼間17人）、物的被害が全壊2棟、半壊69棟と予測されている。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力							復旧	→	→
飲料水			復旧	→	→	→	→	→	→
生活用水			復旧	→	→	→	→	→	→
携帯電話		復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール		復旧	→	→	→	→	→	→	→

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

年に2回義務付けられている避難訓練の計画時に、BCPを用いて研修、または訓練を行う。
また、ライフラインの整備が長期化になった場合や、責任者が不在の場合、施設外での活動時など
様々なシミュレーションを想定して行うことにも留意する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させるなど、定期的に検証と見直しを実施する。

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物		

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
棚		
本棚		
キャビネット		
スチールラック		

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施	
外壁のひび割れ、欠損等の確認	毎月 1 回点検を実施	
暴風による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施	
周囲の樹木や飛散物の確認	毎月 1 回点検を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器 (PC 等)	バッテリー充電器の用意
冷蔵庫	夏場は保冷剤にて対応
照明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房機器	毛布やカイロにて対応

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
ガスの使用はなし	

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

利用者の所持している水筒にて初期対応。
なくなり次第、常備しているお茶ポット（2L×2 個）で対応。

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2リットルペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

常備しているポリタンク（10L×1 個）にて対応。
使用用途はトイレに使用する。おやつ等はなるべく紙皿を使用し、ポリタンクの使用を避ける。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

固定電話：1 台、社用携帯：3 台にて対応。
常備している通信機器が使用できない場合は、特設公衆電話を使用し対応。特設公衆電話は、松島小学校・松島会館・松島公民館に設置済み。

(6) システムが停止した場合の対策

パソコンに関しては、外付けハードディスクを設置しているため対応済み。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
※備蓄がなかった場合は、仮設トイレの設置を確認し使用する

【職員】

利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉する。保管は利用者の出入りがない空間へ衛生面に留意して隔離しておく。

消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして廃棄。

(8) 必要品の備蓄

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏				
消毒液				
ガーゼ				
包帯				
簡易トイレ				
消臭固形剤				
ゴミ袋				

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
懐中電灯			
乾電池			
バッテリー			

(9) 資金手当て

常時、事務所内キャビネットにて資金を準備済み。

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

<p>【地震による発動基準】 本書に定める緊急時体制は、福岡市周辺において震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、統括責任者が必要と判断した場合、統括責任者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。</p> <p>【水害による発動基準】 各種（大雨・暴風・高潮等）特別警報が発令されたとき。 各種（大雨・暴風・洪水等）警報が発令し、本事業所に重大な被害の恐れがあるとき。</p>

責任者	代替者①	代替者②
蚊野 准弥	山内 亮	蚊野 奈祐

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

災害発生時の行動指針は、下記のとおりとする。	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 自身及び利用者の安全確保 ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など） ③ 地域との連携 ④ 情報発信
平常時	日常点検 訓練／見直し 情報収集 情報共有 ↓
直後	命を守る方法 （安全確保・避難） ↓
当日	二次災害対応 （避難場所の確保） ↓
体制確保後	事業順次再開 （最低限のサービス） ↓

体制回復後	通常営業・業務
	↓
完全復旧後	評価・反省・見直し

○連携

事業所内連携、行政機関、関係機関

○情報発信

利用者安否情報、事業所情報

○支援体制確保

人員、物資等

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【地震防災活動隊】隊長：蚊野准弥

地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】隊長：蚊野奈祐

行政と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告をする。また、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

【消化班】隊長：山内亮

地震発生直後直ちに火元の点検を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際には消化に努める。

【応急物資班】隊長：佐原萌咲、千田みずほ

食料、飲料水などの確保に努めるとともに飲料水の配布を行う。

【安全指導班】隊長：井上千晶

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は、利用者の避難誘導や家族への引き渡しを行う。

【救護班】隊長：筒井志帆

負傷者の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務所	箱崎公園	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

送迎時の場合

負傷者が発生した場合は一時救命処置を行い、必要であれば医療機関へ搬送する。また責任者へ報告を行う。

事業所内の場合

利用者の安全確保を行い、避難場所へ移動する。負傷者が発生し、必要であれば医療機関へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

医療機関へ協力を要請する。緊急車両が手配できない場合は送迎車を利用して医療機関へ搬送する。

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて責任者へ報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合（自地域で震度 5 強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

また報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

震度 5 強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30 分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。

自らまたは家族が被災した場合や、交通機関・道路などの事情で参集が難しい場合は参集しなくてよい。

施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	玄関前スペース	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・天井からの落下物に留意する。 ・事業所内に残された人がいないか大声で確認しながら避難する。 ・避難時は靴を履く。 	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	箱崎公園	松島小学校
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴を履く。 ・車や落下物に留意する。 ・救急セットを持参し避難する。 ・車両が通れるか確認しながら避難する。 ・車両での移動が可能であれば、緊急時に備え移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両での移動が可能であれば、送迎車にて移動する。

(7) 重要業務の継続

経過 目安	被災後 6 時間	被災後 1 日	被災後 3 日	被災後 7 日
職員数	出勤率 40%	出勤率 60%	出勤率 70%	出勤率 90%
	3 名	4 名	5 名	6 名
在庫量	100%	90%	70%	在庫正常
重要業務 の基準	・利用者・職員 の安全確認 ・保護者への引 き渡し	・安全と生命を 守るための必 要最低限のサ ービス（待機 児童がいる場 合のみ）	・一時休所 ・再開に向けて の準備	・再開
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
食事介助	おやつ準備	おやつ準備	おやつ準備	ほぼ通常
水分補給	飲料水準備	飲料水準備	飲料水準備	ほぼ通常
清掃	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
活動スペース	事業所

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】		
	責任者	その他スタッフ
A シフト	蚊野 准弥	出勤状況で割り振る
B シフト	山内 亮	

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大/軽微/問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能/利用不可	
	電話	通話可能/通話不可	
	インターネット	利用可能/利用不可	
	送迎車	利用可能/利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散/破損なし	
	キャビネット	転倒あり/転倒なし	
	天井	落下あり/被害なし	
	床面	破損あり/被害なし	
	壁面	破損あり/被害なし	
	照明	破損・落下あり/被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
東京海上日動火災	080-6421-1414	保険手続き
株式会社レイズ	080-3308-4874	ネット回線の復旧
舞松原不動産株式会社	092-671-7171	建物に関する問い合わせ

③ 情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

関係機関や保護者の方への発信は速やかに行う。その際に個人情報については留意する。また職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

現在、検討中

② 連携協定書の締結

連携協定については今後検討、協議を行う。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
株式会社 MACARON CARE	092-410-5066	利用者受け入れ相談
株式会社 CAF	092-292-1539	利用者受け入れ相談

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
こども発達支援課	092-711-4978	運営に関する相談

(2) 連携対応

① 事前準備

- ・事業所間連携：利用者受け入れ先相談
- ・医療機関連携：被災時の相談
- ・関係機関連携：情報の収集と発信

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

利用者名簿を活用。

新規契約、情報の変更があった場合は速やかに更新を行う。

③ 共同訓練

・年 2 回の避難訓練実施。

・自治会の防災訓練に参加。

自治会との連携を図り、被災時の共同支援を密にする。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録など

当事業所内に待機児童がない場合のみ対応を実施する。

上記、職員登録に関しては検討・協議を行う。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

今後検討、協議を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

今後検討、協議を行う。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、勤務先番号、メール等）を把握しておく。
- 平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、教育機関等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、予めその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも事前に説明する。

【災害発生時の対応】

- サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて安全が確保されている他事業所のサービス等への変更を検討する。
- 利用者の安否確認後、予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族へ安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力を得る。
- 関係機関とも連携しながら、事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
2024年3月11日	「自然災害発生時における業務継続計画」作成	蚊野准弥